

公益社団法人庄原市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人庄原市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員のうち、職員兼役員の場合は、職員として職員就業規則または短時間勤務任用職員等就業規則を適用し、この規程を適用しない。
- 4 第1項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給する。
- 5 役員には賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員に対する報酬は、総会において定められた別表1「役員の報酬表」によるものとする。

- 2 職員兼役員の報酬月額は、職員就業規則または短時間勤務任用職員等就業規則に定めるところによる。

3 職員兼役員に対する退職手当は、職員就業規則または短時間勤務任用職員等就業規則に定めるところによる。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は職員就業規則第45条に定めるところによる。

2 非常勤役員の報酬は、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員の報酬等及び経費は、その金額を通貨で直接支払うものとする。

ただし、役員との同意により本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員が職務によりセンターの総会、理事会、研修会、その他の会議(以下「会議等」という。)に出席したときは、別に定める旅費規程により負担した費用を支給することができる。

2 前項の費用については、常勤役員が市内での会議等に出席したときは、負担した費用は支給しない。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、総会において決議された日から施行する。(令和4年度総会)

附 則

この規程は、総会において決議された日から施行する。(令和6年度総会)

別表 1 (第 4 条関係) 役員等報酬表

役職名	非常勤役員	常勤役員	
理事(理事長)	月額 6 万円までの範囲内	月額 20 万円までの範囲内	
理事(副理事長)	月額 3 万円までの範囲内	月額 15 万円までの範囲内	
理事(常務理事)	会議等出席の時間	報酬額	月額 10 万円までの範囲内
	4 時間以上	7,000 円	
理事	3 時間以上 4 時間未満	5,000 円	月額 10 万円までの範囲内
	2 時間以上 3 時間未満	4,000 円	
監事	2 時間未満	3,000 円	月額 10 万円までの範囲内